五　外国市場デリバティブ取引（金融商品取引法第二条第二十三項に規定する外国市場デリバティブ取引をいい、暗号等資産及び暗号等資産関連金融指標に係るものを除く。）に係る権利

［六～八　略］

［２・３　略］

別紙様式第９号（第213条関係）

（日本産業規格Ａ４）

（第１面）　［略］　（第２・３面）

商号
（　年　月　日現在）

［表略］

（記載上の注意）

［略］

［１．・２．　略］

（第４面）

商号
（　年　月　日現在）

３．［略］

（第５面）

商号
（　年　月　日現在）

［４．～６．　略］

（第６面）

商号
（　年　月　日現在）

［７．～９．　略］

（第７面）

商号
（　年　月　日現在）

［10．～12．　略］

（第８面）

商号
（　年　月　日現在）

［13．～16．　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（金融商品取引清算機関等に関する内閣府令の一部改正）

第十九条　金融商品取引清算機関等に関する内閣府令（平成十四年内閣府令第七十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

五　外国市場デリバティブ取引（金融商品取引法第二条第二十三項に規定する外国市場デリバティブ取引をいい、暗号資産及び暗号資産関連金融指標に係るものを除く。）に係る権利

［六～八　同上］

［２・３　同上］

別紙様式第９号（第213条関係）

（日本産業規格Ａ４）

（第１面）　［同左］　（第２・３面）

［同左］

（記載上の注意）

［同左］

［１．・２．　同左］

（第４面）

３．［同左］

（第５面）

［４．～６．　同左］

（第６面）

［７．～９．　同左］

（第７面）

［10．～12．　同左］

（第８面）

［13．～16．　同左］